

## 特定秘密の保護に関する法律の慎重な運用を求める意見書

特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）が、先の臨時国会において平成25年12月6日に成立した。

この法律の目的が、「我が国の安全保障に関する情報のうち特に隠匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資する」ためであることについては、理解できる。

しかしながら、特定秘密の対象は、「防衛」、「外交」、「特定有害活動の防止」、「テロリズムの防止」ということであるが、範囲が広く曖昧であることや恣意的な範囲の拡大に及ばないか等の懸念がある。また、早急な審議により成立したことについて、説明不足により国民に不安感が生じているとの指摘もあり、決して十分な理解が得られたとは言いがたい。

よって国は、これらの現状を真摯に受け止め、本法の施行にあたっては、下記のとおり慎重な運用を強く要望する。

### 記

- 1 政府から独立した唯一の監視機能となる国会への報告については、裁量の限度を越えた情報隠しが行われないような制度を構築すること。
- 2 特定秘密の指定・解除などを検証、監察する機関である（仮称）情報保全観察室には、業務遂行のための十分な情報を提供し、公正な判断のための権限を与えるとともに、独立性を確保するよう努めること。
- 3 関係政令については、民意を尊重した上で制定すること。
- 4 法施行までに、国民に生じている不安を払拭するため、あらゆる方法で国民への説明を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年（平成25年）12月19日

高砂市議会